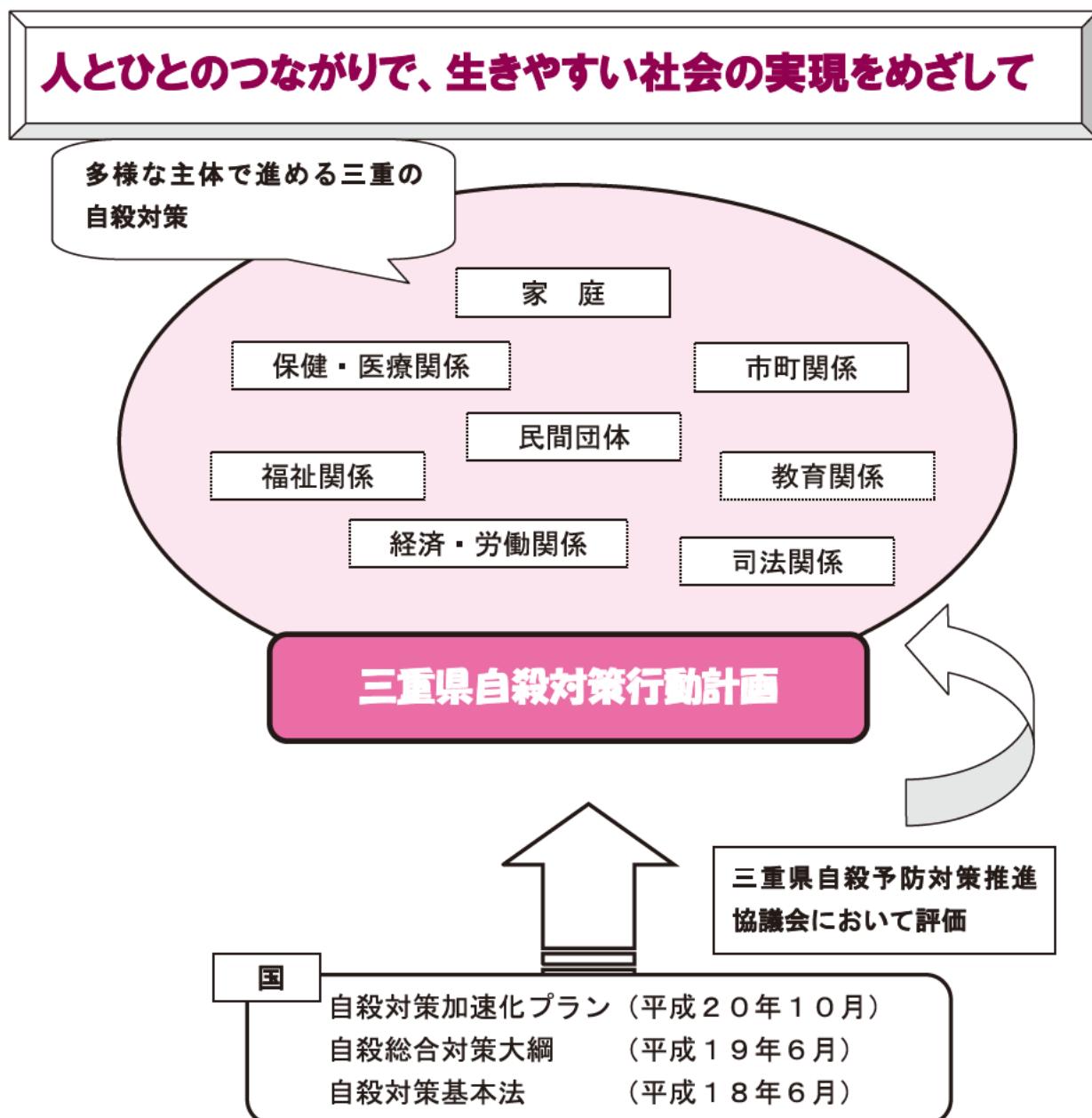


第4章 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「三重県自殺予防対策推進協議会」を構成する各機関・団体が中心となって、各々の役割を果すとともに、相互に緊密な連携、協力を図りながら、各施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、国において平成20年10月31日に策定した「自殺対策加速化プラン」を受け、県内市町における自殺対策担当窓口の設置を働きかけ、推進体制を充実します。



2 計画の評価

「三重県自殺予防対策推進協議会」において、隨時、計画の進捗状況などについて点検、評価を行い、その着実な推進をはかります。

參 考 資 料

資料1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第十一條 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の

保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関する学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第八条の大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及

び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に「、自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

「

犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
--------------	-----------

」

を

「

犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法

」

に改める。

資料2　自殺総合対策大綱（平成19年6月8日策定）の概要

1 基本認識

- ① 自殺は追い込まれた末の死
 - ・多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死と言うことができる。
 - ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患している。
- ② 自殺は防ぐことができる
 - ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能である。
- ③ 自殺を考えている人はサインを発している。
 - ・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題である。

2 基本的考え方

- ① 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む。
 - ・働き方の見直しや再チャレンジ可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の設備
 - ・うつ病の早期発見、早期治療
 - ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
 - ・マスメディアの自主的な取組みへの期待
- ② 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- ③ 自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む
- ④ 関係者が連携して包括的に支える
- ⑤ 実態解明を進める
- ⑥ 中長期的視点に立って、継続的に進める

3 当面の重点施策

- ① 自殺の実態を明らかにする
- ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ③ 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- ④ 心の健康づくりを進める
- ⑤ 適切な精神科医療を受けられるようにする
- ⑥ 社会的な取組で自殺を防ぐ
- ⑦ 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- ⑧ 遺された人の苦痛を和らげる
- ⑨ 民間団体との連携を強化する

4 自殺対策の数値目標

平成28年までに、自殺率を20%以上減少
なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

5 推進体制等

- ① 国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力
- ② 評価見直しへの民間有職者の関与
- ③ 5年後を目途に見直し

自殺対策加速化プラン

平成 20 年 10 月 31 日

自殺総合対策会議決定

自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定。以下「大綱」という。）に基づき、策定後 1 年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策として「自殺対策加速化プラン」を以下のとおり定める。

1. 自殺の実態を明らかにする

○ 情報提供体制の充実

- ・警察庁及び厚生労働省の自殺統計に係るデータを分析し、その結果を地方公共団体等で活用できるよう提供する。

○ 既存資料の利活用の促進

- ・自殺統計原票の調査項目として、市区町村（自殺者の生前の居住地、自殺者の発見地）の追加を検討する。

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

○ 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- ・児童生徒の自殺予防及び学校で自殺が発生した際の対応等について、教職員向けのマニュアルの作成を加速する。
- ・各教科等における情報モラルの具体的な指導にあたって、教員の参考となる情報教育に関する手引きを作成する。
- ・生命を尊重する心をはぐくむ観点から、優れた教育の取組を普及する。

3. 心の健康づくりを進める

○ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備等を推進するため、衛生委員会等での調査審議の促進、専門家派遣による体制整備等のため

の事業場への指導援助、管理監督者等に教育を行う「メンタルヘルス教育研修担当者」の育成等を行い、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組の促進を図る。

- ・メンタルヘルス不調者の早期発見、専門機関への取り継ぎを推進するため、産業医・精神科医等に対する研修の実施、全国のメンタルヘルス対策支援センターを活用した一定水準を満たす相談機関の事業場への紹介等を行い、事業場外資源との連携の促進を図る。
- ・メンタルヘルス不調により休業した労働者の円滑な職場復帰支援を推進するため、事業者等への相談対応の実施、事業場・相談機関・医療機関等のネットワーク化等を行い、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を活用した事業場の実態に即した取組の促進を図る。

○ 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- ・地域における自殺対策の企画立案機能の強化に資するよう、自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施する。
- ・精神保健福祉センターにおいて復職相談を実施する。

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

○ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- ・うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。
- ・思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を促進する。

5. 社会的な取組で自殺を防ぐ

○ 地域における相談体制の充実

- ・精神保健福祉センター等と関係機関の連携を強化し相談体制の充実を図る。
- ・心の健康電話相談等の公的電話相談事業に、全国共通の電話番号を設定する番号統一化事業を推進する。

○ 危険な場所、薬品等の規制等

- ・不適切な方法により危険な物質を生じさせる事案が発生した場合は、販売事業者に対して速やかに注意喚起等を行う。

○ インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- ・硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。
- ・第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し等によって明確化を図る等の対策を推進する。
- ・インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進するとともに、その普及を図る。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図る。
- ・同法に基づきインターネットの適切な利用に関する教育の推進及び啓発活動の推進等に必要な施策を講じる。

○ インターネット上の自殺予告事案への対応等

- ・自殺予防サイトの優先表示等プロバイダ等の自主的な取組を促すとともに、検索サイト管理者への研究情報の提供や意見交換を実施する。

6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

○ 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- ・自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、看護師、保健師を中心に自殺未遂者ケア対策研修を実施することとする。

- ・「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえ、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成する。

7. 遺された人の苦痛を和らげる

○ 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援

- ・遺族の集いの開催を支援するため、地方公共団体に対し、公的施設が利用可能となるよう働きかけを行う。

8. 民間団体との連携を強化する

○ 地域における連携体制の確立

- ・先駆的な自殺防止等に関する活動を行う民間団体に対する支援を充実する。
- ・地方公共団体、自殺対策等に取り組んでいる民間団体との連携により、地域におけるネットワークを構築するための自殺対策従事者による取組を促進する。

9. 推進体制等の充実

○ 国における推進体制

- ・特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

○ 地域における連携・協力の確保

- ・市町村において自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかけることとする。

自殺対策加速化プランの策定等について

自殺対策基本法成立後の取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
 - ・大綱を踏まえ、関係府省、地方公共団体、民間団体が連携して総合的な取組を実施
 - ・全都道府県で自殺対策連絡協議会を設置

自殺対策加速化プラン

※自殺総合対策大綱に基づき、策定後1年間のフォローアップ結果等を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策を取りまとめ
(現在の大綱に基づき、新たに具体的な取組を展開する施策に加えて、大綱の項目に明記されていない施策も追加)

1. 自殺の実態を明らかにする	4. 適切な精神科医療を受けられるようにする	6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ	7. 遣された人の苦痛を和らげる
<ul style="list-style-type: none"> <情報提供体制の充実> ○自殺統計に係るデータの分析・提供 <既存資料の利活用の促進> ○自殺統計原票への調査項目追加を検討 	<ul style="list-style-type: none"> <うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進> ○うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の調査研究を推進、繙読的な治療・援助等を行う体制を整備、自助活動への支援等を実施 ○精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、早期発見、早期介入のための取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> <救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実> ○心理的ケアを中心に関係者研修を実施 ○自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成 	<ul style="list-style-type: none"> <自殺者の遺族のための自助グループの運営支援> ○遺族の集いの開催に対する支援の実施
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	5. 社会的な取組で自殺を防ぐ	8. 民間団体との連携を強化する	
<ul style="list-style-type: none"> <児童生徒の自殺予防に関する教育の実施> ○教職員向けのマニュアルの作成を加速 ○情報教育に関する手引きの作成 ○生命を尊重する心を育む教育を普及 	<ul style="list-style-type: none"> <地域における相談体制の充実> ○精神保健福祉センター等と関係機関の連携による相談体制の充実 ○公的電話相談事業の統一ダイヤルを推進 <危険な場所、物品等の規制等> ○販売事業者による注意喚起等の実施 <インターネット上の自殺閲覧情報対策の推進> ○第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造を教示し、誘引するインターネット・ホットラインセントーの取組に対する契約削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセントーの取組に対する契約削除 ○「違法・有害情報への対応等に関する約款モデル条項」の見直し ○インターネット上の違法・有害情報の検出を行ったための技術開発を推進 ○青少年へのフィルタリング普及やインターネットの適切な利用に関する教育の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> <地域における連携体制の確立> ○先駆的な民間団体に対する支援の充実 ○ネットワーク構築のための取組を促進 	
3. 心の健康づくりを進める	9. 推進体制等の充実		
<ul style="list-style-type: none"> <職場におけるメンタルヘルス対策の推進> ○専門家派遣や担当者の育成等を実施 ○産業医と地域保健等との連携による円滑な職場復帰支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> <国における推進体制> ○特異事案の発生等の通報体制の整備及び緊急連絡会議の開催 <地域における連携・協力の確保> ○市町村に自殺対策担当部局が設置されるよう、働きかけ 		
4. 硫化水素による群発自殺			
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年は、過去2番目に多い33,093人 			
<ul style="list-style-type: none"> ・硫化水素による群発自殺 			
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に入り、硫化水素の製造方法がインターネット上で紹介されたことから、これによる自殺が群発し、家族や近隣住民にまで被害が生じるなど社会問題化 (1月から9月までの死者数は876人。また、硫化水素事業のうち、約4分の1の事業で第三者にも被害が生じている) 			

自殺総合対策大綱の一部改正 ※自殺対策加速化プランの策定にあわせ、大綱を見直し
○うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 ○インターネット上の自殺閲覧情報対策の推進 ○推進体制等の充実
自殺総合対策大綱の見直し
(経済財政改革の基本方針2008)

資料4 相談窓口一覧表

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
こころ	ストレス、ひきこもり、薬物依存、自死など幅広いこころの悩みの相談	こころの健康センター	相談専用電話 059-223-5245	13:00~16:00 月~金曜日(祝日を除く)
	こころの悩み相談	桑名保健福祉事務所 鈴鹿保健福祉事務所 津保健福祉事務所 松阪保健福祉事務所 伊勢保健福祉事務所 伊賀保健福祉事務所 尾鷲保健福祉事務所 熊野保健福祉事務所 四日市市保健所	0594-24-3620 059-382-8673 059-223-5094 0598-50-0532 0596-27-5148 0595-24-8076 0597-23-3428 0597-89-6115 059-352-0594	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
	臨床心理士によるケア相談 【有料・予約】	県立こころの医療センター	059-235-2125	9:00~16:00 月~金
	老いのこころ相談	県立こころの医療センター	059-235-2125	8:30~16:00 祝日除く
	こころの相談	※お住まいの市町役場にご相談ください。		
	男女が共に自分らしく生きていく上での様々な悩み	三重県男女共同参画センターフレンテみえ相談室	059-233-1133	月曜日休館日(祝日は開館、翌平日が休館) 時間はお問い合わせください
	診察・入院に関する相談、いじめ、不登校、発達の遅れ、摂食障害、身体化の問題、暴言暴力	県立小児心療センター あすなろ学園	相談専用電話 059-235-5556	9:00~12:00 13:00~17:00 月~金曜日 (祝日を除く)
	発達障がいに関する相談	三重県自閉症・発達障害支援センター(あすなろ学園内)	059-234-6527	
	子どもの教育・家庭・非行等の悩み	三重県総合教育センター	059-226-3729	平日9:00~21:00
子ども の心 や 発達 の問題 のみ 行動 (いじめ、犯 罪)	被害少年相談電話(いじめ110番)	三重県警察本部	0120-41-7867	9:00~17:00 月~金曜日 (祝日を除く)
	中勢少年サポートセンター	津警察署内	059-227-7867	
	北勢少年サポートセンター	四日市南警察署内	059-354-7867	
	南勢少年サポートセンター	伊勢警察署内	0596-24-7867	
	伊賀少年サポートセンター	名張警察署内	0595-64-7837	
	非行・問題行動、しつけ・教育、性格・知能の診断、運転適性等	津少年鑑別所 【要電話予約】	059-228-3556	9:00~16:00 月~金曜日(祝日を除く)
	子どもの人権110番	津地方法務局	0120-007-110	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
困り �性 ごと 家庭 内暴力 や日常 の	いじめ電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	9:00~24:00 (年末年始除く)
	女性の人権ホットライン (女性の人権の相談)	津地方法務局	0570-070-810	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
	女性に関すること(DV被害など悩み全般)	三重県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	059-231-5600	9:00~16:00 (火・木は20:00まで) 月~金曜日(祝日を除く)
	女性の悩みや困り事相談	四日市市男女共同参画センター 【面接は要予約】	059-354-8335	9:00~12:00 13:00~16:00 火~土曜日(祝日を除く)
人 権	女性のための電話相談	鈴鹿市男女共同参画センター	相談専用電話 059-381-3118	10:00~16:00 金曜日(祝日を除く)
	人権の相談	津地方法務局	059-228-4711	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
	同和問題をはじめとする人権相談	三重県人権センター	059-233-5500	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
	警察に関する事柄の相談 (警察総合相談電話)	三重県警察本部	059-224-9110 (# 9110)	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
法律に関すること	法律の相談【有料・完全予約制】	法律相談センター	059-222-5957	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
	(津・伊勢・松阪・熊野・名張の相談予約先)	三重弁護士会津本部	059-228-2232	
	法律の相談(四日市での相談予約先)	三重弁護士会四日市支部	059-352-1756	
	借金整理【無料・予約制】不動産登記、会社登記、成年後見、相続他【有料・予約制】	三重県司法書士会総合相談センター	059-221-5553	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
	法制度に関する情報と相談機関・団体等に関する情報提供	法テラス(日本司法支援センター)【コールセンター】	0570-078374	平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00 (祝日を除く)
		同上【コールセンター犯罪被害者支援ダイヤル】	0570-079714	
		法テラス三重(日本司法支援センター三重地方事務所)	050-3383-5470	平日9:00~17:00 (祝日を除く)
労働者に関すること	事業主・産業保健スタッフの相談	三重産業保健推進センター	059-213-0711	8:15~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
	事業主および労働者への健康づくりの相談	桑名地域産業保健センター	0594-25-3481	お問い合わせください
		四日市地域産業保健センター	059-352-9117	
		津地域産業保健センター	【津地区】 059-227-5252	
			【鈴鹿地区】 059-384-0230	
		松阪地域産業保健センター	0598-21-3308	
		伊勢地域産業保健センター	0596-26-1020	
		伊賀地域産業保健センター	0595-24-3613	
		東紀州地域産業保健センター	0597-89-4065	
	雇用に関する相談	ハローワーク桑名	0594-22-5141	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
		ハローワーク四日市	059-353-5566	
		ハローワーク鈴鹿	059-382-8609	※ハローワーク津のみ上記時間に加え在職中の方を対象とし職業相談・職業紹介を実施 平日17:15~19:00 土曜日10:00~17:00 (祝日を除く)
		ハローワーク津	059-228-9161	
		ハローワーク松阪	0598-51-0860	
		ハローワーク伊勢	0596-27-8609	
		ハローワーク伊賀	0595-21-3221	
		ハローワーク尾鷲	0597-22-0327	
		ハローワーク熊野	0597-89-5351	
	就職・職場復帰に向けた各種支援	三重障害者職業センター ハローワーク	059-224-4726 (ハローワークに記載)	8:45~17:00 月~金曜日(祝日を除く) (ハローワークに記載)
	仕事や家庭・将来のこと	社団法人 日本産業カウンセラー協会中部支部 三重事務所【予約制】	059-213-6960	10:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
	労働に関する困りごと相談	生活・文化部 勤労・雇用支援室(三重県労働・生活相談室)	059-224-3110 フリーダイヤル 0120-31-1018	月・水・金曜日 9:00~17:00 火・木曜日 9:00~19:00
経営・金融等	企業経営・金融等の相談	三重県商工会議所連合会	059-227-1666	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
		三重県商工会連合会	059-225-3161	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
		(※相談の詳細は各商工会議所、各商工会へご相談ください。)		
	法人設立許可申請等、各種契約、念書等	三重県行政書士会	059-226-3137	毎月第2木曜 10時~16時

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
生活 (生活上の困り事、権利擁護、生活資金等)	生活・福祉に関する相談	※お住まいの市町役場にご相談ください。 ※お住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。		お問い合わせください
	消費生活に関する相談	三重県消費生活センター お住まいの市町役場にご相談ください。	059-228-2212	9:00~16:00 月~金曜日(祝日を除く)
	多重債務に関する相談	三重県消費生活センター	059-228-2212	9:00~16:00 月~金曜日(祝日を除く)
		※お住まいの市町役場にご相談ください。		お問い合わせください
		※お住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。		お問い合わせください
	東海財務局 津財務事務所		059-225-7221	8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)
	多重債務の相談・債務整理 〔電話・面接相談 無料〕	財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 名古屋センター	多重債務 ほっとライン 052-957-1211	10:00~12:40 14:00~16:40 月~金曜日(祝日を除く)
医療	外国語による生活相談 (ポルトガル語、スペイン語、英語、中國語)	財団法人三重県国際交流財団	059-223-5006	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く) ※中国語のみ金曜日は11:30まで
	24時間精神科医療相談(県内精神科医療機関が順番に対応します)		0598-29-9099	24時間毎日
	精神科救急情報・北勢情報センター (※北勢地域精神科医療機関が順番に対応します。)		059-348-1434	夜間17:00~9:00 土曜日12:00~17:00
	精神科救急情報・中南勢情報センター (※中南勢地域精神科医療機関が順番に対応します。)		0598-29-9909	休日9:00~17:00
	医療ネットみえ (病院・診療所の案内)	三重県救急医療情報センター		http://www.qq.pref.mie.jp/
よるP 相O 談等 に	医療のこと	三重県医師会	059-228-3822	9:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)
	自殺予防いのちの電話 (保健・医療、人生、対人関係等)	三重いのちの電話協会	059-221-2525	年中無休 毎日18:00~23:00
		自殺予防 いのちの電話	0120-738-556	毎月10日 8:00~翌日8:00
	自殺予防・死にたいと思っている人のための電話相談	熊野自殺防止センター	05979-2-2277	毎週金曜日 19:00~23:00

平成21年1月31日現在

資料5 三重県自殺予防対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 自殺予防対策推進協議会(以下「協議会」という。)は、三重県内の関係機関が連携を強化し、現状や課題を明らかにしながら自殺を予防するための対策及び評価を行い、三重県における効果的な自殺予防対策の推進等を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 自殺の現状把握に関すること
- (2) 自殺予防対策推進に関すること
- (3) 自殺予防のための研修、啓発に関すること
- (4) 各関係機関における役割と連携方法に関すること
- (5) 未遂者、遺族、関係者のケア方法に関すること
- (6) 自殺予防対策の評価に関すること
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、三重県公衆衛生審議会自殺予防対策推進部会に位置づけるものとする

(構成)

第4条 協議会は次の区分に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他知事が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、任期の途中で委員の交替があった場合は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 協議会には会長、副会長を置くこととし、委員の中から互選する。

- 2 会長は会務を掌握し、協議会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 会長は、協議会が決定した事項について、その内容を三重県公衆衛生審議会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、三重県こころの健康センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は平成18年8月31日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月10日から施行する。

三重県自殺予防対策推進協議会委員名簿

所 属 等	名 前	
三重県医師会 理事	齋藤 洋一	会長
三重県精神科病院会 会長	齋藤 純一	副会長
三重県産業医会 会長	小西 泰元	
三重産業保健推進センター 所長	和田 文明	
山田赤十字病院 神経科・精神科科長	山崎 正	
県立総合医療センター 救命救急センター長	岡田 昌彦	
県立こころの医療センター 院長	原田 雅典	
三重大学医学部附属病院精神科神経科 准教授	谷井 久志	
藤田保健衛生大学医学部公衆衛生学 講師	井上 顕	
日本産業カウンセラー協会中部支部三重事務所 所長	太田 克子	
三重県臨床心理士会 副会長	栗原 輝雄	
三重いのちの電話協会 理事長	鈴木 秀昭	
南勢志摩地域自殺予防ネットワーク会議 委員	宮原 覚	
三重弁護士会 人権擁護委員	服部 一孝	
三重労働局 安全衛生課長	伊藤 勲	
三重県警察本部 生活安全企画課 地域安全担当課長補佐	内田 孝	
三重県保健所長会 代表	田畠 好基	
三重県市町保健師協議会 幹事	永戸 香代	
三重県教育委員会 研修企画・支援室研修主事	吉村 元宏	

任期：平成21年3月31日まで

計19名

順不同 敬称略

資料6 三重県自殺対策行動計画策定作業部会委員名簿

所 属 等	氏 名
こころの医療センター 診療科医長	黒木 実
三重弁護士会 推薦弁護士	庄山 哲也
三重労働局 安全衛生課長	伊藤 勲
三重県市町保健師協議会 幹事	永戸 香代
御浜町社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター	芝 年雄
(本庁関係室)	
消費生活室 主幹	小嶋 久尚
長寿社会室 主事	馬場 肇之
教育委員会研修企画・支援室 研修主事	吉村 元宏

順不同 敬称略

資料7 用語解説

い

いじめ電話相談

いじめをはじめ、子どものこころやからだの問題、人間関係や生き方の問題等、こころやからだに悩みを持つ児童生徒と保護者を対象にした電話相談。

いじめ問題に対する早期対応が全国的に求められるなか、国の方針を受け、平成19年度から実施。

う

うつ病

環境の変化によるストレスや、脳の機能障害など、さまざまな要因で起こる病気。不眠や食欲低下、ゆううつ感、不安など様々な症状がみられる。また、だるい、頭が重いなど身体の症状が目立ち「うつ病」と気づきにくいこともある。自殺への配慮が重要である。

か

介護予防事業

各市町が取り組んでいる事業で、元気な高齢者がなるべく介護が必要な状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上に悪化させないように生活機能の低下の早期発見、早期対応等をおこなう事業。

く

熊野自殺防止センター

熊野市内で訓練をうけたボランティアにより、自殺予防のための電話相談を実施しているセンター。

け

健康日本21

「21世紀における国民健康づくり運動」の通称。生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の課題について、9分野（栄養・食生活、身体活動と運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん）ごとの2010年度を目指とした「基本方針」、「現状と目標」、「対策」示している。

県民しあわせプラン・第二次戦略計画

「県民しあわせプラン」は、おおむね10年先を見えた三重県の方向性を示す総合計画。

「第二次戦略計画」は、第一次戦略計画（計画期間：平成16年度～18年度）の取組の成果と課題を検証するとともに、時代環境の変化を見極めながら、引き

続き「県民しあわせプラン」が掲げる基本理念を具体化するための取組を示す第二次の実施計画（計画期間：平成 19 年度～22 年度）。

ニ

こころのケア実態調査

三重県こころの健康センターが平成 13 年度に、青年期・中壮年期を対象に実施した調査。結果は 50% の人がストレスを感じていること、職場のメンタルヘルス対策がなされていないことが明らかになり、こころの健康づくり事業が実施されるようになった。

こころの傾聴テレフォン

こころの健康づくり事業により養成されたリスナーが、悩みをもつ人々を電話相談により支援している事業の名称。

さ

産業医

企業等において労働者の健康管理を行う医師。労働安全衛生法によって、一定規模の事業所には産業医の選任が義務化されている。

し

自己指導能力

自分の置かれている立場を理解し、その場でどのような行動が適切であるか自分で判断し、実行する能力。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、今後、推進すべき自殺対策の指針として、平成 19 年 6 月閣議決定された。自殺は社会的な取組により防ぐことができるということを明確に打ち出し、うつ病対策と併せ、社会的な要因も踏まえ総合的に取り組むこととしている。

自殺対策加速化プラン

自殺総合対策大綱に基づき、策定後 1 年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化していくべき施策をもりこんだプラン。

(平成 20 年 10 月　自殺総合対策会議決定)

自殺対策基本法

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、全ての人が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指して平成 18 年 6 月に交付された法律。

自殺予防週間

「自殺総合対策大綱」により、9 月 10 日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9 月 10 日からの一週間を

自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して啓発活動を推進することとされた。

自殺予防と遺族支援のための基礎調査

自殺で亡くなられた方の遺族と直接面接し、故人の生前の生活状況に関する話を伺うなかで、自殺の危険因子を明らかにし、自殺防止をすすめようとするもの。

若年者自立支援プログラム

若年者が自己の意欲、能力に応じて経済的かつ社会的に自立し、自己実現をはかることができるよう、家庭、学校、地域、企業、行政などの多様な主体の連携による地域全体で若年者を包括的に支援するしくみ。

職域メンタルヘルスサポーター

各職場でこころの悩みを持っている人に対し、身近な相談者として相手の話に耳を傾け（良き傾聴者）、相談相手となり（良き相談者）、関係機関と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策が推進できる人。

人口動態統計

日本の人口の動向を恒常に調査するもので、国勢調査とともに、我が国の基幹統計。

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規定」により市町村に届出のあった出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、保健所、都道府県を通じて厚生労働省に報告され、1年間分を集計して公表される。

人権教育推進協議会

人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことをめざして、各中学校区及び県立学校に設置された協議会

す

スクールカウンセラー

学校における相談機能の充実をはかるため、学校に配置している臨床心理士などで、児童生徒の心の問題に関する専門家。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家。

せ

S D S (ツングうつ自己評価尺度)

Self-rating Depression Scale ; S D S

うつ傾向を自分で簡単にチェックするための質問票のひとつで、アメリカの医学者ツングが作成したもの。質問票の結果は、あくまでも目安なので、参考程度として使用する。

そ

喪失体験

生きていく中で、大事な誰かや何かを失うつらい体験のこと。失ったものが大きければ大きいほど、立ち直るまでに時間がかかるといわれている。

た

多重債務

病気や交通事故等をきっかけに、簡単にお金を取りられる消費者金融を利用するうちに、返済能力を超えた借金をかかえてしまい、今ある借金を返すために、他の金融機関から借金を繰り返すことにより雪ダルマ式に借金が増え続ける状態。

多重債務者相談連携システム

政府の「多重債務問題改善プログラム」を受け、県、市町、三重弁護士会や三重県司法書士会などの関係団体で構成された「三重県多重債務者対策協議会」において、構築したので、県・市町・市町社会福祉協議会及び津財務事務所の多重債務者相談窓口が、相談を受けた多重債務者を専門機関である弁護士又は司法書士に紹介・誘導するもの。(一回目相談料無料)

多重債務問題改善プログラム

多重債務の課題を検討し対応するために、政府において多重債務者対策本部を設置し、有識者会議を経て多重債務問題の解決にむけた方策をまとめたもの。

と

特定高齢者

65歳以上で生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる介護認定を受けていない者。特定高齢者の対象者は、国が定めた基本チェックリスト（25項目）と生活機能評価（健診）の結果から選定される。

THP (トータルヘルスプロモーション)

厚生労働省が、働く人の健康の保持増進をめざして推

進している健康づくりの愛称。個人の生活習慣を見直し、若い頃から継続的で計画的に心とからだの健康づくりをすすめることで、働く人がより健康になることを目標としている。

DV（ドメスティックバイオレンス）

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

な

南勢志摩こころの健康意識調査 平成 17 年に伊勢保健福祉事務所が実施したアンケート調査。南勢志摩地域のこころの健康状態や、健康づくりに対する意識についての現状把握や今後の自殺対策取組の基礎資料とするために実施。

ふ

フィルタリングサービス

携帯電話各社が無料で実施するもので、出会い系サイト等の有害情報を閲覧できなくする「有害サイトアクセス制限サービス」のこと。

福祉被害者

児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他の少年の福祉を害する犯罪の被害。

ふれあいサロン

身近な地域の公民館や自治会館などを会場に、子どもからお年寄りまで地域のかたがつどい、共同で企画し、内容を決定し運営していく、楽しい仲間づくりの活動

へ

ヘルシーピープルみえ・21

平成 13 年 3 月に策定された三重県の健康づくり総合計画。93 指標 121 項目について具体的な数値目標を掲げ、「わくわく育ち、イキイキ暮らし、安らかに人生を全うする」をキーコンセプトとした、平成 24 年までの計画。

ベイズ推定値

観察集団の人口規模が小さい場合、自然死亡数のわずかな増減で死亡率が大きく変動する。ベイズ統計学の統計理論を使うことにより、偶然変動の影響を抑え、集団同士の正確な比較を可能とする方法。

み

三重いのちの電話協会

いろいろな悩みや追い込まれた気持ちを抱きながら相談する相手もみつからず、一人で悩んでいる人々のために、電話相談で自殺予防活動を展開している市民活動組織（特定非営利活動法人）。

三重県こころの健康センター

精神保健福祉法により設置され、こころの健康づくり、精神障がい者の社会参加、適切な精神医療の推進等に関わる取組として、電話相談、来所相談、教育研修、組織育成、自立支援医療助成の判定等をしている機関。

三重産業保健推進センター

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが相談に応じたり、産業保健に関する図書・ビデオ等の貸し出しをしている。また、研修や助成金事業等を実施し産業保健を支援している機関。
(独立行政法人 労働者健康福祉機構)

や

ヤミ金

貸金業を営もうとする場合は、都道府県知事への登録が必要であるが、この登録をせずに貸金業を営む業者。

り

リスナー

こころの悩みをもっている人に対し、身近な相談者として相手の話に耳を傾け（良き傾聴者）、相談相手となり（良き相談者）、専門機関を紹介するなどの対応ができる人。

リスナー指導者

各地域でメンタルヘルスを進めようとしている専門職であり、リスナーを育成、指導する者（医師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士、養護教諭等）

わ

わかちあいの会

三重県こころの健康センターが、自死遺族の支援を目的として実施している会。

ワンストップサービス

ひとつの（最初の）窓口で、必要なすべての用件を終わらせることができるサービス。

三重県自殺対策行動計画

平成 21 年 3 月

三重県健康福祉部健康づくり室

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電話 059-224-2294 FAX 059-224-2340

E-mail-kenkot@pref.mie.jp